

## 学校評価に関する実施状況調査結果について（令和2年度間）

徳島県教育委員会

【令和3年8月実施 徳島県調査による】

### 1 調査の目的

令和2年度間における県内の学校評価の実施状況を把握し、今後の本県の学校評価の実効性向上に向けた取組に生かす。

### 2 調査対象

幼稚園（76園）、小学校（165校）、  
中学校・中等教育学校前期課程（81校）、  
高等学校・中等教育学校後期課程（38校）、  
特別支援学校（11校）

\*有効回答率 100%

### 3 調査基準日

令和2年度間（実績値）

### 4 調査項目と結果について

（1）調査対象校数の整理票（P2）

（2）学校評価について（P3～P6）

- ①自己評価の実施状況
- ②自己評価結果の設置者への報告
- ③自己評価結果の公表
- ④学校関係者評価の実施状況
- ⑤学校関係者評価結果の設置者への報告
- ⑥学校関係者評価結果の公表

（3）第三者評価について（P7）

- 第三者評価の実施状況

(1) 調査対象校数の整理票

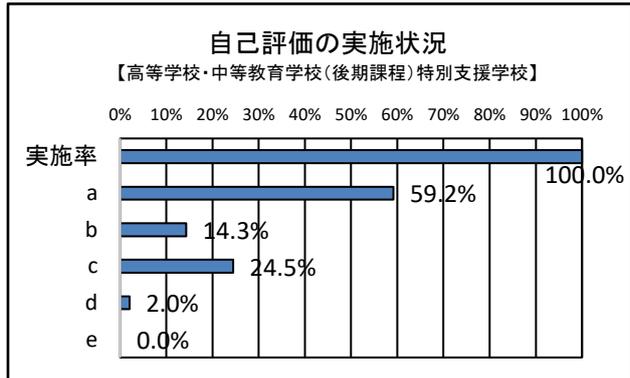
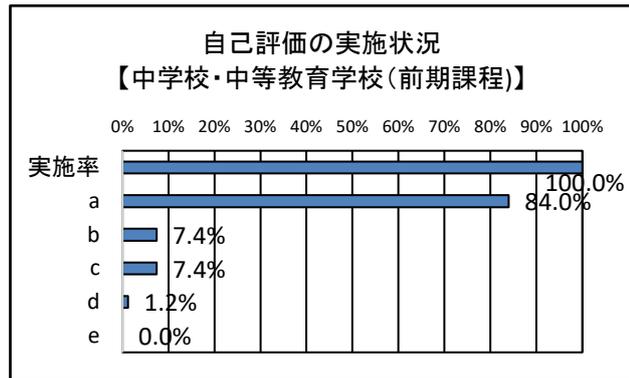
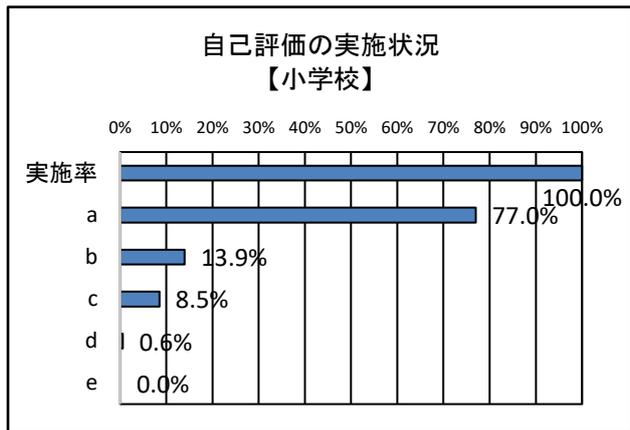
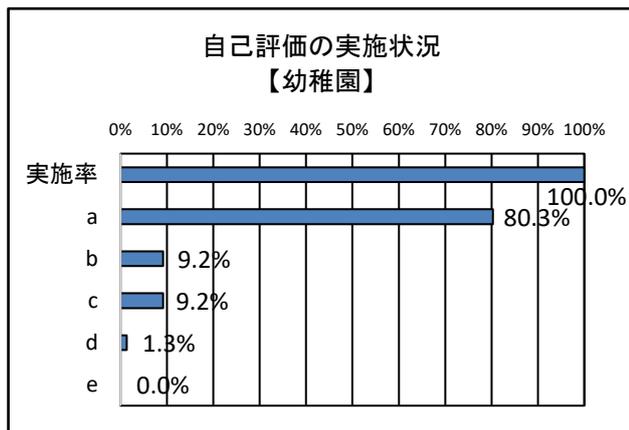
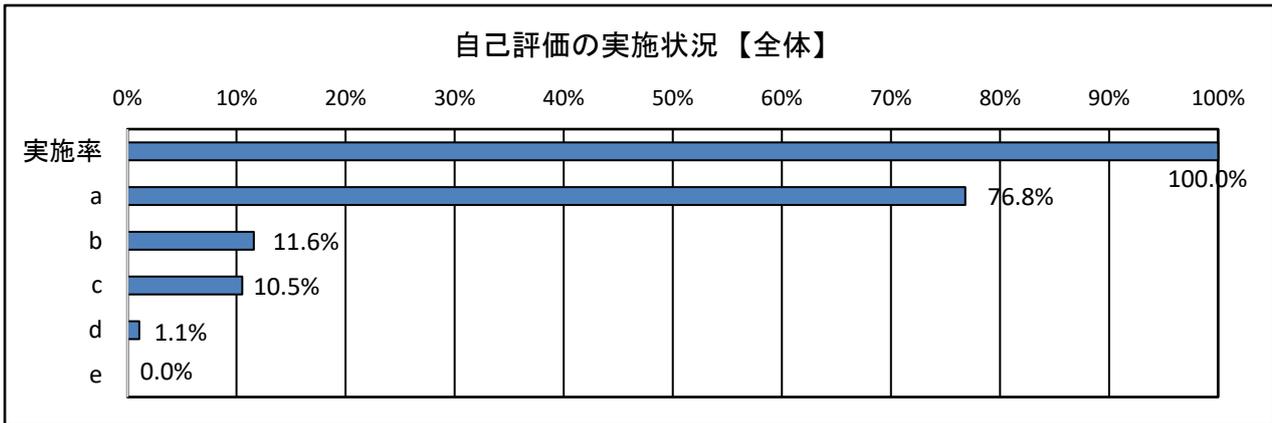
	幼稚園	小学校	中学校 中等教育学校 (前期課程)	高等学校 中等教育学校 (後期課程) 特別支援学校	全体
各教育委員会内の全学校数 (令和2年5月1日現在の学校 基本調査の学校数)A	92	178	84	49	403
各教育委員会内の休校等の 学校数(本調査の対象から 除算する学校数)B	16	13	3	0	32
調査対象の学校数(A-B)	76	165	81	49	371

(2) 学校評価について

① 自己評価の実施状況

※割合の分母：自己評価実施校数

- a 年度末に1回実施した    b 年度末以外に1回実施した    c 年2回又は3回実施した  
 d a～c以外の時期・回数で実施した    e 実施していない



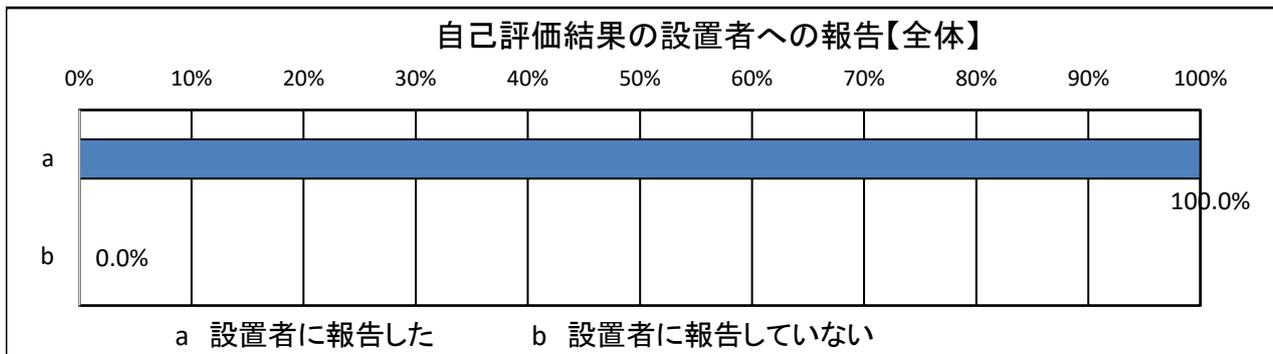
自己評価の実施については、学校教育法施行規則において義務づけられており、令和2年度間の県内公立学校の実施率は100%である。自己評価の実施時期と頻度は、全体では76.8%の学校が年度末に1回実施したと回答した。

自己評価は、学校評価の基本となるものである。各学校においては、学校の現状を踏まえ、課題解決に向け、重点目標を掲げ、その目標を達成するための具体的な取組を進めることが求められる。

各学校においては、教育活動その他の学校運営について、目標(P l a n)－実行(D o)－評価(C h e c k)－改善(A c t i o n)というPDCAサイクルに基づき継続的に改善していく必要がある。

## ②自己評価結果の設置者への報告

※割合の分母：自己評価実施校数



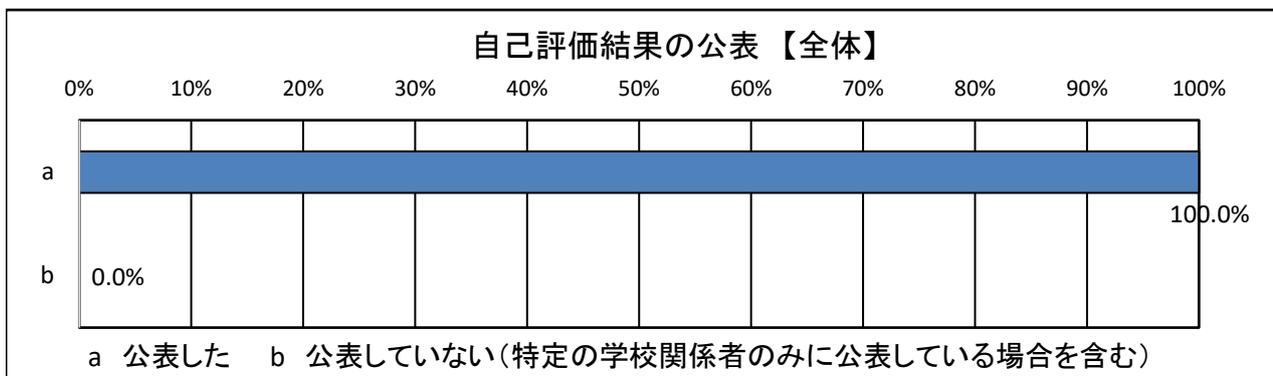
自己評価結果の設置者への報告は、学校教育法施行規則において義務づけられており、令和2年度間の県内公立学校の報告率は100.0%である。

報告については、文部科学省の「学校評価ガイドライン」及び県教育委員会の「公立学校における学校評価に関するガイドライン」において、報告書の提出が適当であるとしている。

報告書の作成は、全教職員によって評価結果の検証が行われ、その後の学校運営の改善に向けての共通理解を図りやすいという効果がある。学校評価がより実効性ある取組となるよう、今後とも、全ての学校において分析結果を報告書として提出することが望まれる。

## ③自己評価結果の公表

※割合の分母：自己評価実施校数



自己評価結果の保護者及び地域住民等への公表は、学校教育法施行規則において義務づけられており、令和2年度間の県内公立学校の公表率は100.0%である。

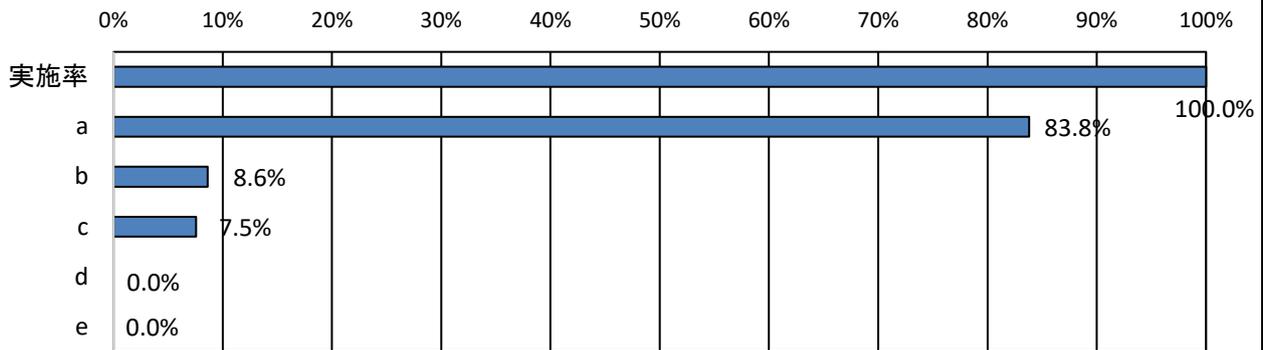
保護者及び地域住民等の理解を深め、開かれた学校づくりに向けて連携及び協力を推進していくために、自己評価結果を広く公表することが望まれている。

#### ④学校関係者評価の実施状況

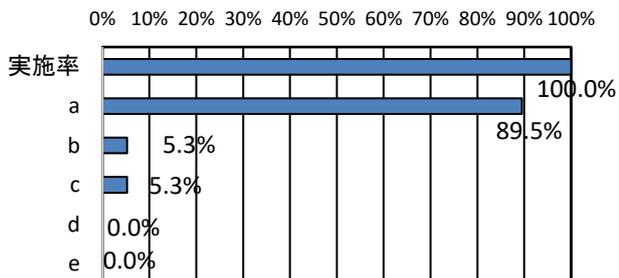
※割合の分母：学校関係者評価実施校数

- a 年度末に1回実施した    b 年度末以外に1回実施した    c 年2回又は3回実施した  
 d a～c以外の時期・回数で実施した    e 実施していない

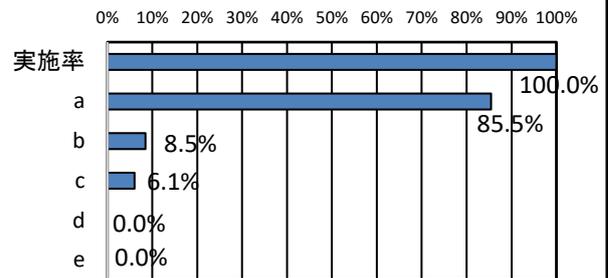
#### 学校関係者評価の実施状況【全体】



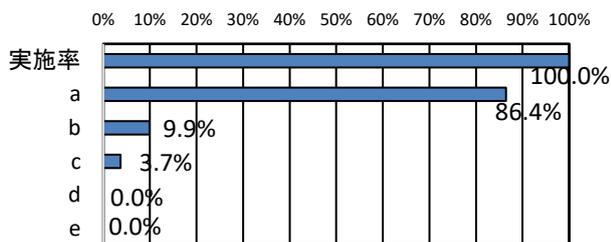
#### 学校関係者評価の実施状況【幼稚園】



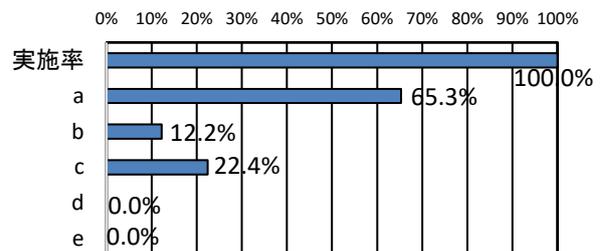
#### 学校関係者評価の実施状況【小学校】



#### 学校関係者評価の実施状況【中学校・中等教育学校(前期課程)】



#### 学校関係者評価の実施状況【高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校】

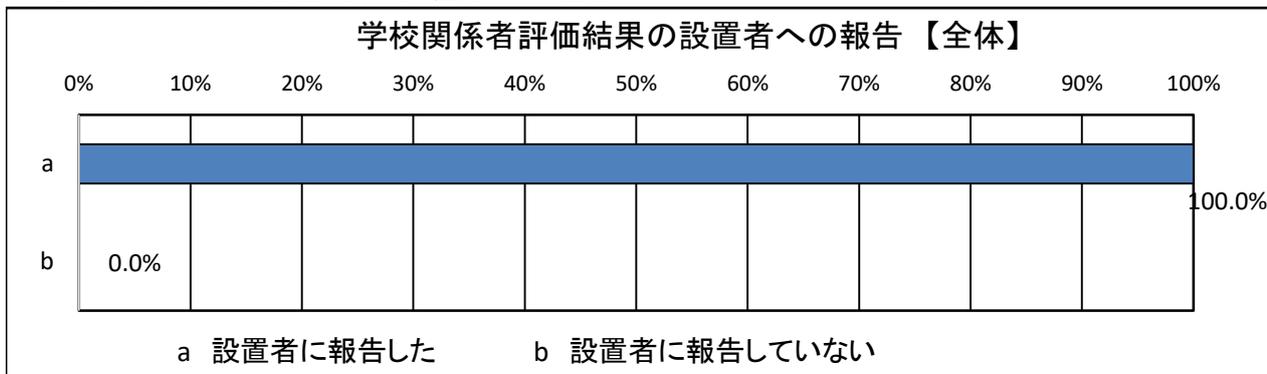


学校関係者評価の実施は、学校教育法施行規則において努力義務とされており、県教育委員会では県内全ての公立学校での実施を推進し、令和2年度間の県内公立学校の実施率は100.0%である。

今後とも、全ての公立学校で学校関係者評価が実施され、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、その連携協力により学校運営の改善に当たることが望まれる。

⑤学校関係者評価結果の設置者への報告

※割合の分母：学校関係者評価実施校数



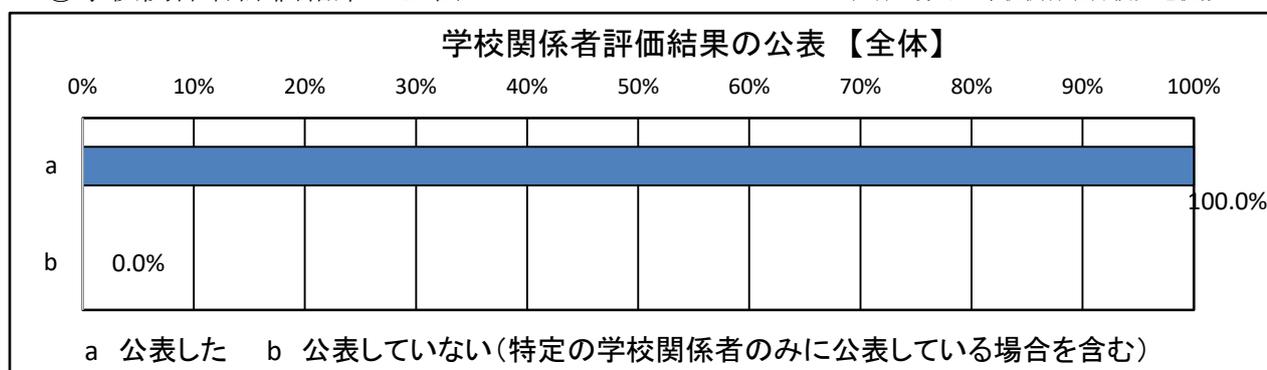
学校関係者評価結果の設置者への報告は、学校教育法施行規則において学校関係者評価を実施した場合に報告することが義務づけられており、令和2年度間の県内公立学校の報告率は100.0%である。

報告については、文部科学省の「学校評価ガイドライン」及び県教育委員会の「公立学校における学校評価に関するガイドライン」において、報告書の提出が適当であるとしている。

報告書の作成は、自己評価と同様に全教職員によって評価結果の検証が行われ、その後の学校運営の改善に向けての共通理解を図りやすいという効果がある。学校評価がより実効性ある取組となるよう、今後とも、全ての学校において分析結果を報告書として提出することが望まれる。

⑥学校関係者評価結果の公表

※割合の分母：学校関係者評価実施校数

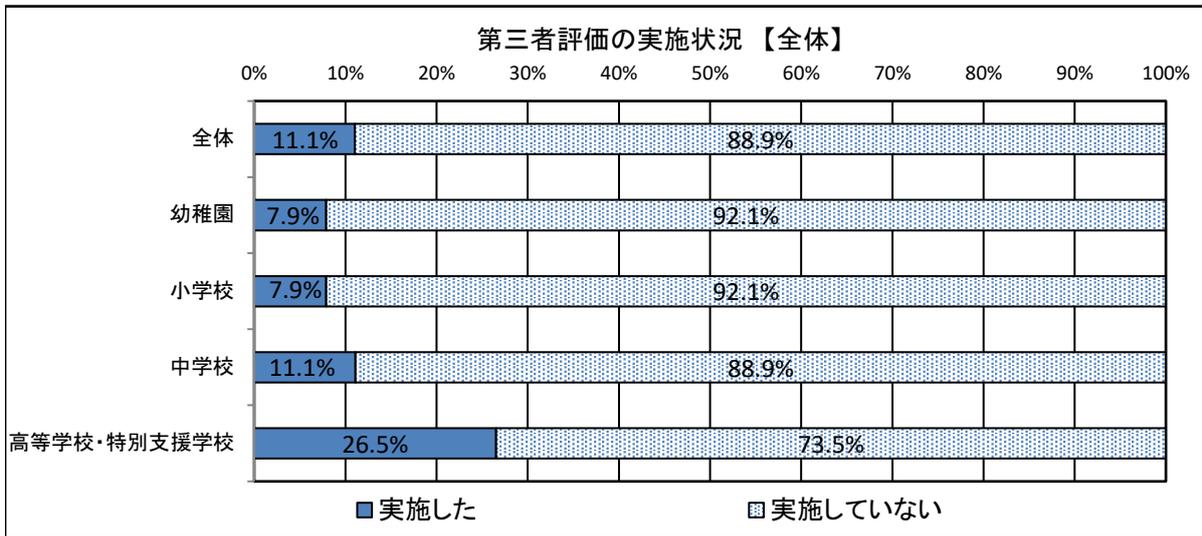


学校関係者評価結果の保護者及び地域住民等への公表は、学校教育法施行規則において努力義務とされている。県教育委員会では県内全ての公立学校で公表されることを推進しており、令和元年度間の県内公立学校の公表率は100.0%である。

保護者及び地域住民等の理解を深め、連携及び協力を推進していくためには、学校の現状やこれまでの努力とその成果を公表する必要がある。ホームページや学校便り等を活用して、学校関係者評価結果を広く公表することが引き続き望まれる。

(3) 第三者評価について  
 ○第三者評価の実施状況

※割合の分母：調査対象校数



第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。なお、第三者評価は、学校とその設置者が必要があると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務が課せられているものではない。

令和2年度間の第三者評価の実施率は、全体で11.1%（幼稚園6園，小学校13校，中学校9校，高等学校8校，特別支援学校5校，計41校（園））である。